

**「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び
「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」
フォローアップ**

平成28年6月
薬物乱用対策推進会議

※ 下線部分は、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

薬物の情勢

- 平成27年中の薬物事犯の検挙人員は、13,887人（+450人/+3.3%）。うち覚醒剤事犯の検挙人員は、11,200人（+52人/+0.5%）とほぼ横ばいだが、大麻事犯の検挙人員は、2,167人（+354人/+19.5%）と大きく増加し、5年ぶりに2,000人を超えた。
- 平成27年中の覚醒剤押収量は、431.8kg（-138.4kg/-24.3%）、乾燥大麻押収量は、104.6kg（-62.0kg/-37.2%）とともに過去5年の平均押収量を下回った。
- 平成27年中の少年及び20歳代の検挙人員は、覚醒剤事犯が1,556人（+67人/+4.5%）と微増であったのに対し、大麻事犯は1,049人（+304人/+40.8%）と大きく増加し、5年ぶりに1,000人を超えた。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、64.6%（+0.1%）と再犯者の構成比率の上昇は継続している。
- 平成27年中の薬物密輸入事犯の検挙人員は、291人（-8人/-2.6%）と引き続き高水準で推移している。
- 平成27年中の危険ドラッグに係る検挙人員は、1,276人（+379人/+42.3%）。うち指定薬物に係る医薬品医療機器法違反の検挙人員は、1,040人（+491人/+89.4%）と大幅に増加した。

目標 1

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

【施策の内容】

(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)

文部科学省

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと、また、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」が参考となることについて周知に努めた。
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うことについて周知した。
- ・ 地方公共団体に、教職員に対する研修機会の拡充を図ることの必要性について周知に努めた。
- ・ 教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全

国学校保健・安全研究大会」、「全国養護教諭研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」において危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。

〔平成27年度予算16,229千円の内数〕

- ・ 危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。

〔平成27年度予算1,259千円の内数〕

- ・ (公社)日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会を開催した。

〔平成27年度予算45,102千円の内数〕

厚生労働省・文部科学省

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから危険ドラッグの情報を充実させたり、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説したりした薬物乱用防止啓発のための小学生、中学生及び高校生用の啓発教材等を作成し、すべての小学5年生、中学1年生、高校1年生及び高校卒業予定者に配布した。

〔平成27年度予算69,751千円：文部科学省、7,537千円：厚生労働省〕

- ・ 各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道府県等の関係機関に配布し、利用の促進を促した。

(薬物乱用防止教室の充実強化)

文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること、また、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進することについて周知に努めた。
- ・ 薬物乱用防止教室の開催に際して薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること、なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造りかけの深い指導的な教員の活用も考えられることについて周知に努めた。
- ・ 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等については、(公社)日本学校保健会において改訂、配布した「薬物乱用防止教室マニュアル」を活用し、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深める必要があることや、また、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ることについて周知に努めた。

〔平成27年度予算45,102千円の内数〕

厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための指導者用テキストを作成配布するとともに、講習会・研修会を実施した。

〔平成27年度予算10,894千円の内数：文部科学省、3,699千円：厚生労働省〕

- ・ 薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の開催に伴う講師確保のため、委託業者を通じて、ホームページ等で講師の募集を行うとともに、薬物乱用防止教育認定講師を養成しているライオンズクラブ国際協会等との緊密な連携を推進した。

厚生労働省・文部科学省・財務省・警察庁

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、乱用薬物の危険性・有害性について講義を行った。
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例等に係る情報提供を積極的に行った。
- ・ 都道府県教育委員会等に対して、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導を行うよう依頼した。

警察庁

- ・ 薬物乱用防止広報車の活用、薬物の標本やパネル等の展示などにより、薬物乱用防止教室の内容の充実を図った。
〔平成27年度予算3,988千円〕
- ・ 若年層への広がり懸念される大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止教室・講習会で活用する薬物乱用防止広報啓発用DVDを作成し、都道府県警察に配布した。

(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)

文部科学省・厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図った。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、規制薬物はもとより、危険ドラッグの危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請をするなど、学校関係者等との連携を図った。
- ・ 薬物乱用防止教育の一層の推進のため、学校と警察が連携した、薬物乱用防止教室の積極的開催や学校から警察へ協力要請があった場合の積極的対応などについて、各都道府県教育委員会等学校の設置者と各都道府県警察（方面）本部に周知した。

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほ

ど身近に迫っています～」において危険ドラッグの情報を充実し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布し、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう周知した。

[平成27年度予算9,310千円の内数：文部科学省]

警察庁

- ・ 大学等における薬物乱用を未然に防止するため、大学等から薬物乱用防止講習等の依頼があった場合には、講習会等で警察職員が薬物乱用の危険性・有害性等を説明するなど、大学生等に対する広報啓発活動を推進した。

若年層への広がり懸念される大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止教室・講習会で活用する薬物乱用防止広報啓発用DVDを作成し、都道府県警察に配布した。【再掲】

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・財務省・内閣府

- ・ 学習指導要領の改訂に伴い作成した指導参考資料及び生徒用啓発教材の配布並びに研修会等を通じたそれらの活用促進により、学校における危険ドラッグを含めた薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実強化が図られた。
- ・ 関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の活用等の薬物乱用防止教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の向上が図られた。
- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員、薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室等の開催や薬物乱用防止広報啓発用DVD等各種啓発資料の作成・配布により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。
- ・ 各種研修の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

【施策の内容】

(労働関係機関・団体等による啓発の充実)

厚生労働省

- ・ 若年層の危険ドラッグの乱用の広がり懸念されていることから、有職・無職少年が、薬物乱用に関する正しい知識を得るため、危険ドラッグの情報を充実させるとともに、その悪影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布した。

[平成27年度予算4,285千円]

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、街頭キャンペーンを実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 労働関係機関、青少年労働関係団体等への薬物乱用防止読本の配布や街頭キャンペーン等により、有職・無職少年における薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

【施策の内容】

(家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)

文部科学省

- ・ (一社)全国高等学校PTA連合会が全国の高等学校1年生の保護者に配布している薬物乱用防止啓発パンフレットの作成に協力するなど、連携を推進した。

厚生労働省

- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として、全小学6年生の保護者を対象とした薬物乱用防止読本を作成・配布した。

[平成27年度予算7,793千円]

警察庁

- ・ あらゆる広報媒体を活用した広報、関係機関・団体、ボランティア等と協力したキャンペーンの実施等、幅広い広報啓発活動を展開し、家庭、地域における薬物乱用根絶意識の高揚を図った。

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。また、少年相談、その他あらゆる警察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発見に努めた。
- ・ 少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。

【施策の効果】

厚生労働省・文部科学省

- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止読本を配布することにより、薬物乱用根絶意識の醸成を図るとともに、その環境整備に寄与した。

警察庁

- ・ 広報啓発等の各種活動を推進したことにより、家庭、地域における薬物根絶意識の醸成に寄与するとともに、薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止が図られた。

(4) 広報啓発活動の強化

【施策の内容】

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグに関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。

厚生労働省

- ・ 官民が一体となり、国民一人一人の薬物乱用防止問題に関する認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図るため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施し、街頭キャンペーン、地区大会等を積極的に展開した。特に危険ドラッグに対する啓発を積極的に行うとともに、併せて、ポスター、パンフレット等の様々な広報媒体を活用した普及啓発活動も実施した。

[平成27年度予算12,464千円]

- ・ 教育機関等からの派遣要請に応じて、小・中・高等学校及びイベント会場等に薬物乱用防止の専門家を講師として訪問させ、薬物乱用の危険性や現状等を直接伝えるとともに、ツイッターやフェイスブックを活用して情報発信を行い、啓発活動の強化を図った。

[平成27年度予算67,937千円]

警察庁

- ・ 警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成27年6月～7月）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。
- ・ 政府広報のラジオ番組等を通じて、覚醒剤等の規制薬物や危険ドラッグの危険性・有害性の周知を図った。
- ・ 平成28年2月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・石川大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

法務省

- ・ “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。

[平成27年度予算1,149千円の内数]

文部科学省

- ・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。また、文部科学省のホームページに掲載した。

[平成27年度予算22,165千円の内数]

(薬物乱用防止広報車の有効活用)

警察庁

- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
〔平成27年度予算3,988千円〕

(若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進)

警察庁

- ・ 若年層における薬物乱用を防止するため、若者が集まるイベント等の機会を利用した街頭キャンペーンを実施するなど、効果的な広報啓発活動を推進した。

内閣府

- ・ 青少年に訴求力の高い啓発活動を実施するため、漫画を用いた啓発資料を作成し、春の卒業・進学・進級時期に合わせてホームページにおいて公開した。
〔平成27年度予算1,700千円〕
- ・ 青少年に対して危険ドラッグの危険性等を周知するため、政府広報オンラインや内閣府ホームページにおける短編マンガを用いた啓発活動を引き続き実施した。

財務省

- ・ 税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等の時期において、薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグに関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

(5) 関係機関による相談体制の充実

【施策の内容】

(相談機関間の連携強化)

厚生労働省・法務省

- ・ 麻薬取締官、都道府県職員、麻薬中毒者相談員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6か所で開催し、地域の関係機関間の連携を図った。

警察庁・文部科学省

- ・ 学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携の在り方等について意見交換を行うブロック協議会を開催した。

[平成27年度予算2,028千円：警察庁]

法務省

- ・ 少年鑑別所においては、薬物問題を含む非行及び犯罪に関する相談に応じており、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。また、学校などの依頼に応じ、薬物乱用防止の授業を実施するなどした。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等において地域における相談窓口等の周知徹底や関係機関・団体等が連携した取組を推進するよう依頼した。

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

警察庁

- ・ 少年相談専門職員や少年補導職員に向けた研修会や教養等の実施により、少年相談活動の充実に努めた。

[平成27年度予算6,326千円]

法務省

- ・ 少年鑑別所に勤務する法務技官に対して、心理査定、面接技法、心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門性の向上を図った。

内閣府

- ・ 困難を有する子ども・若者の相談業務に携わる公的機関や民間団体の職員を対象とした研修を実施し、その際、危険ドラッグの危険性や薬物情勢等について情報提供した。

(相談窓口の周知)

厚生労働省・文部科学省・法務省

- ・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

厚生労働省

- ・ 薬物に関する情報提供及び相談受付を行う「あやしいヤクヅツ連絡ネット」を周知するポスター、リーフレットを作成し、都道府県や税関等を通じて配布、掲示を行った。

[平成27年度予算2,869千円]

警察庁

- ・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口を掲載したリーフレットを配布するなどして、その利用促進を図った。

[平成27年度予算1,258千円]

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグに関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

警察庁

- ・ 少年相談専門職員等の育成及び相談機関間の連携強化による相談体制の充実が図られた。また、少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

法務省

- ・ 少年鑑別所において、相談者の薬物問題に対する理解を促進した。また、少年鑑別所に勤務する法務技官に対する研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。さらに、他の相談機関との連携の強化、ホームページの公開、パンフレットの配布等により、相談窓口の周知が図られた。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、相談機関間の連携強化や相談窓口の周知が図られた。

(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

【施策の内容】

(学校等に対する健康被害事例についての情報提供)

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

- ・ 若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」において危険ドラッグの情報を充実し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布し、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう周知した。

[平成27年度予算9,310千円の内数：文部科学省] 【再掲】

警察庁・文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、危険ドラッグ等に関する情報の提供や、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行った。

厚生労働省

- ・ 従来より配布している小学6年生保護者向け、高等学校卒業予定者向け、有職・無職少年向けの薬物乱用防止読本において、危険ドラッグ等を使用した者による健康被害や二次的犯罪について情報提供を実施した。さらに、薬物乱用防止指導員等が適切な指導を行えるよう、研修の場や各種イベントにおいても、情報提供を実施した。

財務省

- ・ 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。

(少年補導活動の推進)

警察庁

- ・ 危険ドラッグ等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進した。

(関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化)

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを含む指定薬物等の関連情報を収集、提供し、また、相談に応じる「あやしいヤクヅ連絡ネット」において、厚生労働省が発表した情報の掲載、危険ドラッグの危険性の周知、情報発信を行うとともに、厚生労働省ホームページ、薬物乱用防止啓発パンフレット等において紹介し、利用促進を図った。

〔平成27年度予算7,000千円〕

- ・ 医薬品医療機器法に基づき新たな指定薬物が指定される度にそれらの情報を更新し、啓発、周知するポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、迅速な周知を行った。
- ・ 広報誌「厚生労働」に薬物乱用について掲載し、危険ドラッグの危険性等について広報啓発した。
- ・ 新たに指定薬物を指定する省令が公布されたタイミングで新たな規制物質が検出された製品例を厚生労働省のホームページで公表し、これらの製品を含め危険ドラッグを購入・使用等しないように注意喚起を行い、危険ドラッグ販売業者に対して販売等をしないよう警告した。
- ・ 映画配給会社とのタイアップにより危険ドラッグの乱用防止に関するキャッチコピーを付した映画の宣伝用ポスターを作成し、都道府県等を経由して駅や保健所などに掲示するなど周知を図った。

内閣府

- ・ 「政府広報オンライン」において、青少年に訴求力の高い啓発用短編マンガを用いた広報啓発活動を実施し、引き続き、危険ドラッグの危険性の周知を図った。
- ・ 内閣府ホームページにおいて、啓発用短編マンガやイラストを用いた青少年向けコンテンツを配信し、引き続き、危険ドラッグの危険性等を周知するとともに、政府の啓発資料や相談窓口等について周知を図った。
- ・ インターネット検索サービス事業者に対し、薬物乱用防止に向けた政府の取組、最新の薬物情勢、スマートフォン等のインターネット接続機器の青少年への普及状況等についての情報提供を行い、危険ドラッグ等の乱用薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう支援した。

内閣府・警察庁

- ・ 「政府インターネットテレビ」において、危険ドラッグの危険性等についての動画を配信し、引き続き、幅広い層に向けて危険ドラッグの危険性の周知を図った。

内閣府・内閣官房

- ・ 「政府広報オンライン」、「政府インターネットテレビ」における短編マンガを用いた記事や動画等のコンテンツ、及び内閣府ホームページにおけるイラストを多用した啓発コンテンツ等について、ツイッター等のSNS上で拡散し、危険ドラッグの危険性の周知を引き続き図った。

警察庁

- ・ 薬物乱用防止広報啓発用DVDを有効に活用するなどにより、危険ドラッグ等の害悪に関する効果的な広報啓発活動を推進した。
- ・ インターネット上の違法・有害な情報の閲覧を防ぐフィルタリングの普及促進のために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対する販売時における保護者への説明強化等の要請の徹底等を推進した。

[平成27年度予算11,578千円]

- ・ 交通安全運動等の機会を通じ、危険ドラッグの危険性のほか危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する広報啓発活動を推進した。
- ・ 平成28年2月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・石川大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。【再掲】

消費者庁・内閣府・警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止のための啓発ポスター等を、都道府県等の協力を得て配布を行った。

総務省・文部科学省・内閣府

- ・ スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスする危険性が高まっており、それらの情報へのアクセスを防止するため、フィルタリングを提供する携帯電話事業者等に店頭説明の徹底等について周知するとともに、e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座）を含むインターネットリテラシー向上のための啓発講座の推進、フォーラムの開催、各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリング利用の促進を図った。

[平成27年度予算329,299千円の内数：総務省、39,499千円の内数：内閣府]

国土交通省

- ・ 自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知した。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の強化について依頼し、危険ドラッグに関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通

省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

警察庁・厚生労働省・文部科学省・消費者庁

- ・ 危険ドラッグの危険性・有害性に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情報提供を実施したことにより、その体制が整備され、啓発強化が促進された。
- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じた情報提供により、薬物乱用防止に関する指導の徹底と教育内容の充実が図られた。

警察庁

- ・ 積極的な補導活動の推進により、危険ドラッグ等の乱用防止が図られた。

総務省・文部科学省・内閣府

- ・ フィルタリングを提供する携帯電話事業者等への周知や e-ネットキャラバン等の啓発講座の推進、フォーラムの開催、各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリング利用の促進が図られた。

財務省

- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成27年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は119人で平成26年中と比較し、25人増加するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も増加した。

少年の大麻事犯による検挙人員は144人で平成26年中と比較し、64人増加するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も増加した。

平成27年度中の薬物乱用防止教室の開催率は81.0%で平成26年度中と比較し、2.6ポイント増加した。うち小学校は76.2%、中学校は88.9%、高等学校は84.6%であった。なお、講師の内訳では、警察職員が39.7%、麻薬取締官OB1.3%、学校薬剤師29.9%、薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員10.3%であり、全体の7割を占めていた。

近年、児童生徒において薬物乱用を拒絶する規範意識の向上が図られ、少年の薬物事犯の検挙人員及び検挙人員全体に占める割合は長期的には減少・低下傾向を示しており、体育科・保健体育科における指導に加えて薬物乱用防止教室の開催等の学校等における薬物乱用防止のための指導の充実及び広報啓発活動や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められる。

一方、20歳代における大麻事犯の検挙人員は、依然として高い比率を占めており、その割合が全体の約42%を占めている。

また、危険ドラッグ等、乱用される薬物が多様化しており、青少年への広がり懸念される等、極めて憂慮する状況にある。

こうしたことから、今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校等における薬物乱用防止のための指導の充実強化については、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、薬物乱用には人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導参考資料等を活用し体育科・保健体育科における指導の充実に努める必要がある。また、今後とも、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校における薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬物乱用防止教室の内容の充実に努める必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実に引き続き努める必要がある。
- 有職・無職少年に対する啓発の推進については、現在、危険ドラッグ等の薬物の青少年の乱用が問題となっていることから、有職・無職少年に対して、この種薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪の事例に関する情報を提供し、正しい知識を周知することが重要である。このため、引き続き、この種薬物に関する危険性・有害性等についての情報を充実させた啓発資材を作成していく必要がある。
- 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成については、青少年による薬物乱用の未然防止の観点から、家庭や地域における啓発活動も重要である。このため、引き続き、家庭における啓発活動を実施するための保護者薬物乱用防止読本の作成、薬物乱用防止教室や地域のイベント等で活動する薬物乱用防止指導員の資質向上を図り、地域社会において、青少年に薬物乱用をさせない環境整備を推進していく必要がある。
- 広報啓発活動の強化については、薬物乱用未然防止のため、継続的に青少年をはじめ、国民一人一人が薬物乱用に関する問題について正しい認識を高めていくことが重要である。このため、街頭キャンペーン等の運動、様々な広報媒体を活用した広報、機会を捉えた広報の内容等の強化を図りつつ切れ目なく実施するとともに、受け手の視点に立った、より訴求性が高く、一体感・整合性のある広報啓発活動に努めていく必要がある。
- 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、薬物問題を含む非行・犯罪に関する相談に応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努め、相談に応じる職員の専門性の向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める必要がある。
- 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化については、この種薬物に関する健康被害や規制強化についての情報提供体制の整備、活用を図り、ポスター、パンフレット等についても、青少年の印象に残るような工夫された啓発資材を作成する必要がある。

目標 2

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

(1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

(治療回復プログラムの作成)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。

(治療回復プログラムの普及)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

(民間団体・関係機関等との連携強化)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の依存症回復施設職員の依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。

[平成27年度予算13,218千円]

- ・ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」(平成26年度より開始)により、指定した医療機関において、関係機関(医療機関、自治体、自助団体等)や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施した。

[平成27年度予算11,751千円]

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実が図られた。
- ・ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」（平成26年度より開始）により、指定した医療機関において、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等が図られた。
- ・ 「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及支援事業」により、薬物依存症に対して有効とされる認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及が図られた。

（2）薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

（矯正施設における指導・教育の充実強化）

【施策の内容】

法務省

- ・ 民間自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会（平成16年度に開催）での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。
〔平成27年度予算59,361千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、平成21年、外部専門家の協力を得て検討会議を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラムを開発し、平成24年度から女子パイロット庁（1庁）、平成25年度から男子パイロット庁（1庁）において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの試行を実施した。
〔平成27年度予算3,006千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。
〔平成27年度予算111,955千円〕
- ・ 薬物依存のある対象者に対して、刑事施設における施設内処遇及び更生保護官署における社会内処遇の充実強化と相互の連携を図るため、平成24年度に矯正局と保護局との共同開発により視聴覚教材を作成したところ、同教材の活用により、刑事施設においては、受講対象者の薬物依存離脱指導への動機付けを高めさせた。
- ・ 法務省矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬物依存離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。
- ・ 薬物依存離脱指導の指導者育成のために、刑事施設8庁に薬物依存に関する専門の研究図書を整備した。

〔平成27年度予算3,792千円〕

- ・ 未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを可能とした。

〔平成27年度予算7,664千円〕

- ・ 少年院においては、平成25年度から継続して、薬物依存がある在院者を対象に重点指導施設における薬物非行防止指導を実施するとともに、新たに3庁を指導重点施設に指定し、集中的な指導を行う体制の整備を行った。また、指導職員の指導能力を向上させ指導体制を充実させるために、全少年院の職員を対象に集合研修を実施した。

〔平成27年度予算17,957千円〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 刑事施設76庁において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置し、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 刑事施設のパイロット庁2庁において、対象者の再犯リスクに応じた処遇プログラムの施行を行い、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。
- ・ 少年院においては、薬物依存又は薬物の使用経験のある少年を対象とした、薬物の再乱用防止に向けた指導の充実化が図られた。また、医療機関の職員等を招へいた研修を実施することで、指導職員は薬物乱用防止のための効果的な処遇方法等に関する技能を得ることができた。

（保護司適任者確保と活動基盤の強化）

【施策の内容】

法務省

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を一層推進するため、地域の幅広い層から保護司適任者の情報を得ることを目的とした「保護司候補者検討協議会」を全国で開催したほか、保護司活動の地域の拠点である「更生保護サポートセンター」を拡充するなど、保護司活動に伴う様々な負担軽減に努めた。

〔平成27年度予算861,956千円〕

【施策の効果】

法務省

- ・ 保護司適任者に関する情報が幅広く得られるようになったほか、薬物事犯の刑務所出所者等との面接場所や保護司同士の処遇協議の場など活動の基盤が強化された。

(更生保護施設等における指導・教育の充実強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等については、更生保護施設のほか、薬物依存の回復支援等を行うNPO法人等に宿泊保護を委託した。また、全国15か所の更生保護施設において、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持ったスタッフを配置し、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施した。

[平成27年度予算4,852,025千円の内数]

【施策の効果】

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等については、更生保護施設やNPO法人等に宿泊保護を委託することにより社会復帰を促進させた。

(矯正施設入所中からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化)

【施策の内容】

法務省

- ・ 地方更生保護委員会において、主に出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯特有の問題性に焦点を当てた調査を実施し、生活環境の調整を実施する保護観察所との情報共有を行うことにより、社会生活への円滑な移行を図った。

[平成27年度予算4,051千円]

【施策の効果】

法務省

- ・ 地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の問題性に応じた帰住先の確保等に資する情報を収集し、必要な連絡・調整を行った結果、保護観察所における生活環境の調整が促進された。

(保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化)

【施策の内容】

法務省・厚生労働省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の刑務所出所者等の就労確保を図った。

[平成27年度予算：575,319千円：法務省、523,572千円の内数：厚生労働省]

法務省

- ・ 保護観察所において、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基盤とした体系化された手順による薬物再乱用防止プログラム（特別遵守事項として設定し、実施する場合は、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」という。）を特別遵守事項として義務付けて実施するとともに、覚醒剤以外の薬物事犯者に対しても同プログラムのうち教育課程を生活行動指針として設定し、実施できる運用を開始した。また、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者、又はその指導を受け終わった者に対し、対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。

〔平成27年度予算36,697千円〕

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

〔平成27年度予算4,175千円〕

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。

〔平成27年度予算12,935千円〕

- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等の再犯防止対策等を充実強化するため、地方更生保護委員会及び保護観察所における必要な体制の整備に努めた。
- ・ 危険ドラッグを乱用するおそれがあると認められる保護観察対象者に対して、保護観察官による面接その他の機会において、必要に応じて、医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分をつかない執行猶予判決を受けた薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施した。

【施策の効果】

法務省・厚生労働省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。

法務省

- ・ 保護観察所における簡易薬物検出検査が、覚醒剤を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該覚醒剤事犯保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、薬物再乱用防止プログラムにおいて再発防止計画を策定させることなどにより、覚醒剤の再乱用防止を図った。
- ・ 保護観察官に対する研修及びスーパーバイズを実施し、保護観察官の処遇能力を向上させた。

- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会
- ・ 相談会の実施により、引受人・家族等に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与した。
- ・ 保護観察官を増員するなど地方更生保護委員会及び保護観察所の体制を整備したことにより、薬物依存のある刑務所出所者等の再犯防止対策等の充実強化が図られた。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない薬物乱用者に対する再乱用防止が図られた。

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

法務省

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対し、必要に応じて、地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、薬物乱用者が相談窓口を活用できるように周知・利用促進を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

法務省・厚生労働省

- ・ 相談窓口を周知することにより、早期に身近な相談機関に相談できるようになるとともに、利用が促進された。

厚生労働省

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動により、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。
- ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

(民間団体・関係機関等との連携強化)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」(平成22年度より開始)により、民間団体の依存症回復施設職員の依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。

[平成27年度予算13,218千円]【再掲】

厚生労働省・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6地区で開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

法務省

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。

[平成27年度予算4,852,025千円の内数]

- ・ 精神科医等の薬物依存治療の専門家や民間の自助グループであるダルクの指導者等を構成員とした会議を開催し、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関等との効果的・実践的な連携方策について検討した。

[平成27年度予算1,244千円]

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。

[平成27年度予算1,350千円]

- ・ 薬物依存離脱指導の効果的な実施、更生保護官署と連携した指導実施体制の整備を図るため、全国8ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した。

[平成27年度予算2,182千円]

- ・ 医療機関等に通院等する保護観察対象者に対して、本人の同意を得て、通院先の医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施するとともに、医療・保健・福祉機関等の関係機関等との一層の連携を図るため、法務省及び厚生労働省により「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定・発出した。

[平成27年度予算3,505千円]

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。

法務省

- ・ 薬物依存回復訓練の実施により、訓練実施対象者について、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めさせるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得を促進することができた。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する地域における支援方策の検討が促進された。
- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携が強化された。

（3）薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

【施策の内容】

（相談窓口の周知及び相談体制の充実）

法務省

- ・ 保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

〔平成27年度予算4,175千円〕【再掲】

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。

〔平成27年度予算3,024千円〕

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症家族対策支援事業」により、精神保健福祉センターにおいて、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを行った。

〔平成27年度予算6,178千円〕

（民間団体・関係機関等との連携強化）

法務省

- ・ 薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物事犯の刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。【再掲】

〔平成27年度予算12,935千円〕

- ・ 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同において、全国の保護観察所長に

対し、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会の積極的な開催を始め、関係機関との連携の強化について指示した。

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関連する関係機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。
〔平成27年度予算1,350千円〕【再掲】

警察庁

- ・ 即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留期間中に配布・貸与するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。

厚生労働省

- ・ 薬物依存・中毒者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談員や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解を促進するとともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

【施策の効果】

法務省

- ・ 保護観察所における薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会の講師として薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を招くことにより、保護観察所と民間団体との連携が促進されるとともに、引受人・家族等に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することができた。
- ・ 薬物再乱用防止プログラムでの薬物依存からの回復等に関する専門家のスーパーバイズや民間の薬物依存症リハビリテーション施設に対する薬物依存回復訓練の委託により、薬物事犯の刑務所出所者等の再乱用防止が図られた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。

厚生労働省

- ・ 「依存症家族対策支援事業」において、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを行うことにより、依存症者への対応力を向上させ、依存症家族の支援が図られた。

(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化

【施策の内容】

(「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及)

内閣府

- ・ 都道府県等に対し、「平成24年度若年層向け薬物乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書」等を踏まえた対応を依頼するなど、若年層向け薬物乱用防止プロ

グラムの普及を図った。

(立ち直り支援活動の推進)

警察庁

- ・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進した。

〔平成27年度予算53,980千円〕

【施策の効果】

警察庁

- ・ 個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の実施により、少年の薬物再乱用防止が図られた。

(5) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握等を実施した。
〔平成27年度予算14,500千円〕
- ・ 乱用薬物の鑑別法に関する研究を実施した。
〔平成27年度予算6,200千円〕
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。【再掲】
- ・ 厚生労働科学研究において、家族支援プログラムの開発に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療等の基盤づくりを推進した。
- ・ 認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

【まとめと今後の課題】

薬物事犯検挙者の大半を占める覚醒剤事犯検挙者における再犯者の割合は6割を超えている状況であり、薬物乱用を防止するためには、再乱用防止対策も重要である。

薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援が必要不可欠であり、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。このため、法務省と厚生労働省が共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定・周知することや、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰支援に関わる行政機関や関係機関の専門家が参加する会議を開催し意見交換等を行うことなどにより、関係機関の連携を促進するとともに、薬物に係る相談員や市民を対象にした薬物依存・中毒に対する正しい知識・理解の向上を図る講習会を開催した。これらの取組を、今後も継続していくことが必要である。

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応及び効果的なプログラムを検討することで、薬物依存症者の支援を図っている。

また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、社会復帰の支援や民間団体等との連携を一層強化する必要がある。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、更に犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことを踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化を図るとともに、引き続き刑事施設及び保護観察所の連携強化を図ることが必要である。

保護観察所においては、覚醒剤事犯保護観察対象者等に対し、薬物再乱用防止プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。また、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物事犯の刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を講師とする講習会・相談会を実施したことにより、再乱用防止に一定の効果を上げている。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図る観点から、効果的な指導を実施するため、引き続き職員の指導力向上を図るとともに、処遇効果の検証を行う必要がある。

さらに、薬物乱用者やその家族等が、早期に相談窓口相談でき、継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるようにするため、地域における各種相談窓口の周知徹底を図る必要がある。

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(1) 組織犯罪対策の推進

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、統一的な戦略を推進した。
- ・ 都道府県警察において、危険ドラッグ事犯に対し、迅速かつ組織的に対応すべく、警察本部長を長とする危険ドラッグ総合対策本部を設置するなど、各部門が横断的に連携した組織体制を構築し、組織一丸となった取締りを推進した。
- ・ 関係機関と連携・情報共有を強化し、合同・共同捜査等を積極的に推進し、一斉合同立入による危険ドラッグ販売店舗の実態把握、危険ドラッグ乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査を行った。
- ・ 平成27年4月、危険ドラッグに係る指導取締り体制を強化するため、警察庁職員の内定員を3人増員した。
- ・ 危険ドラッグの供給の遮断と需要の根絶を図るため、警察幹部の全国会議において、関係機関と連携した取締りの強化及び危険ドラッグの危険性についての広報啓発の強化を指示した。

厚生労働省

- ・ 広域的な薬物密売事犯に係る情報を集約する等し、統一的な戦略の下、暴力団等による薬物密売組織に対する取締りを実施した。
- ・ 平成27年4月、地方厚生局麻薬取締部が行う広域的捜査体制の調整を図るため、厚生労働省内に薬物取締調整官を設け、麻薬、指定薬物等の規制薬物の取締りに関する重要事項の企画及び立案並びに調整を行った。
- ・ 平成26年12月、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に「危険ドラッグ対策の推進」が盛り込まれたことを受け、危険ドラッグ対策における取締体制の強化のため、麻薬取締官を29名緊急増員するとともに、指定薬物事犯に特化した専門捜査官を任命し、危険ドラッグの情報収集等の強化を図った。
- ・ 組織的密売事犯及び危険ドラッグ事犯の検挙のため、警察、税関等関係機関と積極的に合同捜査を行い、協力して薬物密売組織の壊滅に努めた。
- ・ インターネットサイトを利用した危険ドラッグ販売や、デリバリー販売について、効果的な取締りを実施するため、インターネット上の密売情報を収集し、一元的に管理する仕組みを構築した。

財務省

- ・ 各部門横断的に水際取締りのための戦略を検討し、当該戦略に基づき、統一的に水際取締りを行った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 統一的な戦略に基づき、薬物密売組織の実態解明と取締りが推進された。
- ・ 危険ドラッグ販売業者に対する立入検査、検査命令及び徹底した取締りにより、平成26年3月に全国に215店舗存在した危険ドラッグ街頭店舗について、平成27年7月までに全ての閉鎖を確認した。

警察庁

- ・ 各部門が横断的に連携した組織体制を構築したことにより、関係機関と連携した迅速かつ組織的な危険ドラッグの取締り及び広報啓発活動が推進された。
- ・ 組織体制の強化・増員により、危険ドラッグに対する指導取締りの徹底が図られた。
- ・ 警察幹部の全国会議において危険ドラッグに対する諸対策の推進を指示したことにより、指導取締りや広報啓発等の危険ドラッグに対する諸対策が強力に推進された。

厚生労働省

- ・ 薬物取締調整官による麻薬取締部間の連絡調整体制が強化されたことにより、広域的な捜査体制の構築が図られ、指揮命令系統の明確化が図られた。
- ・ 麻薬取締部の体制強化により、危険ドラッグに対する情報収集能力の強化及び取締りの徹底が図られ、効果的に危険ドラッグ販売業者等の取締りに当たることのできた。
- ・ インターネット上の危険ドラッグ密売情報を一元管理したことにより、危険ドラッグの販売情報が常時更新され、担当部局間の調整等について意思統一が容易に図られるなどして、効果的な取締りを行うことができた。

財務省

- ・ 統一的な戦略に基づき、効果的・効率的な水際取締りが実施された。

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 暴力団、外国人薬物密売組織による密輸入事犯等において、徹底した突上げ捜査等から、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施し、平成27年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等6,445人を薬物事犯により検挙した。
- ・ 危険ドラッグ販売業者に対する立入検査、検査命令及び徹底した取締りによる危険ドラッグ販売業者対策を推進した。

警察庁

- ・ 平成27年中、危険ドラッグの製造拠点を3事件で検挙し、危険ドラッグの供給側である密輸入事件を12事件で検挙した。

厚生労働省

- ・ 最後まで販売を継続していた危険ドラッグ販売店2店舗を警察と合同で検挙する

など平成27年中、関係機関と連携し、危険ドラッグの販売業者を99人検挙した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施したことにより、首領・幹部を含む暴力団構成員等による薬物事犯の取締りが推進された。
- ・ 危険ドラッグ販売業者への対策を推進したことにより、平成26年3月に全国に215店舗存在した危険ドラッグ街頭店舗について、平成27年7月までに全ての閉鎖を確認し、危険ドラッグの供給の遮断に一定の効果が得られた。
- ・ 危険ドラッグの製造・卸売業者等を検挙したことにより、危険ドラッグの供給の遮断を行うとともに、製造・販売ルートの壊滅及び流通実態の解明が図られた。

(厳正な科刑の獲得)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の積極的な適用を推進するとともに、同条の適用事件については、特に裁判員裁判を見据え、捜査段階から被疑者の悪性、常習性、営利性等の分かりやすい立証に努めた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同等を通じて、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めた。

[平成27年度予算495,888千円の内数]

財務省

- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ事犯者への適正処罰に資するため、法務省、警察庁、財務省等からの要請により指定薬物の精神毒性等についての情報を提供した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第5条の積極的な適用に努めた結果、平成27年中、25件を適用し、暴力団構成員等の複数の薬物密売組織を壊滅した。

法務省

- ・ 平成27年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚醒剤事犯について、第1審判決において被告人の大半が1年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約56%が実刑となった。特に、麻薬特例法違反については、約66%の者が実刑に処

せられており、厳正な科刑が得られた。

厚生労働省

- ・ 関係取締機関が検挙した危険ドラッグ事犯について、押収した指定薬物の精神毒性等について情報提供を行うことで、適正な処罰に貢献した。

財務省

- ・ 平成27年において、指定薬物密輸入事犯を1,462件摘発した。

(捜査手法の活用等)

【施策の内容】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 組織的に敢行される薬物密売を解明するため、麻薬特例法等の適正かつ効果的な運用に努めた。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法の活用等により、暴力団構成員等の複数の薬物犯罪組織を摘発した。

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

【施策の内容】

法務省

- ・ 通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。

[平成27年度予算495,888千円の内数]

- ・ 厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書所持者の発見に努めた。

また、本邦に乗り入れる全ての航空機等の旅客等名簿の事前提出を義務付けているほか、平成28年1月から乗客予約記録(PNR)の電子的取得を開始し、当該航空機等の到着前に、要注意人物に対する事前確認を実施する等、上陸審査に活用した。

併せて、上陸申請時に個人識別情報の提供を義務付けており、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意リストとの照合を正確かつ迅速に実施しているほか、指紋の偽装に対する取組を強化した。

また、事前確認及び上陸審査時において、国際刑事警察機構(ICPO)紛失・盗難旅券データベースとの照合を実施したほか、主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の摘発や監視等を実施した。

[平成27年度補正後予算19,018,048千円の内数]

- ・ 平成27年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人のうち、234人の外国人について同有罪判決を受けたことを直接の理由として退去強制手続を執った(5年間で退去強制手続を執った者は1,361人)。

首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局

及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に設置した摘発方面隊により、摘発をより一層強化した。

首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成27年中は全国2,291か所の摘発を実施した。

[平成27年度補正後予算19,018,048千円の内数]

警察庁

- ・ イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施し、平成27年中、薬物事犯により来日外国人410人を検挙した。

厚生労働省

- ・ 中国人等外国人組織による覚醒剤密売事犯を摘発し、密売ルート等の解明に努めた。
- ・ 民間人通訳人の協力確保により、通訳体制の整備・充実を図った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成27年中来日外国人の薬物事犯の検挙人員は、前年から28人減少し、439人（うちイラン人は18人）となった。

(2) 犯罪収益対策の推進

(薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 関係機関との連絡会議の開催や人事交流を通じて薬物犯罪収益等に係る情報の集約に努めた。また、外国の資金情報機関（F I U）との疑わしい取引に関する情報に係る情報交換のための枠組みの設定に向けた交渉を推進し、平成27年末現在、86の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定している。また、平成27年中の外国F I Uとの情報交換件数は330件であった。
- ・ 新たな分析ツールの活用等、疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化を推進した。また、分析の結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた疑わしい取引に関する情報を、平成27年中は43万5,055件、捜査機関等へ提供した。平成27年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は1,096件で、そのうち薬物事犯は38件であった。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めた。

法務省

- ・ 犯罪収益移転防止法第12条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー・ローンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 関係機関との情報の共有や連携強化、薬物犯罪収益等に係る情報集約等が推進された。
- ・ 疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化が図られるとともに、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた情報を捜査機関等に提供したことにより、薬物事犯の取締りが推進された。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明が推進された。

法務省

- ・ 薬物犯罪収益剥奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第6条及び第7条の適用を推進するとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用に努めた結果、平成27年中、麻薬特例法の適用件数は、第6条が5件、第7条が4件、第19条が14件であった。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、薬物事犯につき、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応について意識共有を図り、その実施に努めた。
〔平成27年度予算495,888千円の内数〕
- ・ 平成27年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を56人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を199人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約2億527万円に上った。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益の剥奪に係る麻薬特例法の適用が定着し、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を行った結果、暴力団等の薬物密売組織を資金面から弱体化させた。

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会を実施するなどし、平成27年中、特定事業者から39万9,508件の疑わしい取引の届出を受理した。

- ・ 平成27年中、取引時確認義務等に違反している疑いのある特定事業者に対する報告徴収を11件、所管行政庁に対して特定事業者に対して必要な措置を講じるよう促す意見陳述を10件実施した。
- ・ 外国F I Uとの間で設定した情報交換のための枠組みを活用し、平成27年中は330件の情報交換を行った。
- ・ 金融活動作業部会（F A T F）第三次審査で指摘された事項等に対応し、疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定等を整備するため、平成26年11月、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正を行った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して実施した、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会等を通じて、疑わしい取引の届出等の犯罪収益移転防止法に定める措置の適切な履行が図られた。
- ・ 外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換を実施し、関連情報を薬物事犯捜査等に活用した。

（3）巧妙化する密売方法への対応

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱等に基づき、インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進した。
- ・ 平成27年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は、38事件、サイトへの書込者ら134人を検挙した。
- ・ 平成27年中、危険ドラッグのインターネットによる販売対策として、インターネット販売専門店の摘発を推進し、12事件、17サイトを摘発した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。
- ・ 平成18年6月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」（IHC）からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。
- ・ IHCの「ホットライン運用ガイドライン」に、「指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある」として厚生労働大臣による広域的な広告の禁止の告示がなされた物品（以下「指定薬物等である疑いがある物品」という。）の広告」が違法情報として追加された。

平成27年中、IHCから、「薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」、「規制薬物の広告」、「指定薬物の広告」、「指定薬物等である疑いがある物品の広告」及び「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」に関する違法情報について1,491件の通報を受けた。

警察では、IHCから通報される違法・有害情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しており、平成27年中は、IHCの情報をもとに規制薬物、指定薬物及び危険ドラッグに係る未承認医薬品関連事件について35件を検挙した。

また、IHCではこれらの情報について、サイト管理者等に対して1,298件の削除依頼を行った。

[平成27年度予算158,760千円]

厚生労働省

- ・ 都道府県警察、税関、海上保安庁及び全国麻薬取締部との連携を強化し、巧妙化する薬物事犯に対し、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図った。
- ・ 麻薬取締部にサイバー犯罪対策官を設置し、麻薬取締部におけるインターネット監視により収集した情報を一元管理することにより、インターネットを利用した密売事犯を効率的に摘発した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、効率的な捜査手法の活用に努め、取締りの徹底を図った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ インターネット上における薬物関連違法情報の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、危険ドラッグを含む複数の薬物密売サイトを閉鎖に追い込み、複数の供給ルートの遮断に至った。
- ・ サイバーパトロールやIHCからの通報によりインターネット上における薬物密売等の情報を収集し、情報に基づく捜査を推進したことにより、薬物事犯の取締りが推進された。

厚生労働省

- ・ 各関係機関の連携及び情報収集・管理体制の強化により、捜査協力体制の強化が図られるとともに、情報の一元管理により、携帯電話、インターネットを利用した密売事犯に対し、効率的な摘発を実施した。

(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを含む薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りを重点として推進した。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ事犯の末端乱用者の取締りのため、関係機関と協力して密輸情報等を共有し、密輸事犯者に対して積極的に捜査を行った。

警察庁

- ・ 合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、統一的な戦略を推進し、平成27年中、薬物事犯者13,524人を検挙した。
- ・ 危険ドラッグの末端乱用者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反の

ほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成27年中、危険ドラッグ関連事件を1,100事件、1,196人検挙し、そのうち乱用者側を936事件、966人検挙した。

- ・ 蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故については、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進し、平成27年中、危険ドラッグに係る交通関係法令違反（危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等及び道路交通法違反）を36件、36人検挙した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部間での協力捜査及び関係機関等と合同捜査を行うなどして、平成27年中、薬物事犯者443人を検挙し、うち危険ドラッグ事犯者（医薬品医療機器法違反者）は80人であった。
- ・ 麻薬取締部に相談窓口（相談専用回線・来所相談）を設けるとともに、相談員を配備することにより、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。
- ・ 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を主催し、マスメディア等を活用した啓発活動を実施した。
- ・ 危険ドラッグ事犯の減少に伴い、再び増加傾向を見せる大麻事犯について、取締りを強化した。

財務省

- ・ 大麻種子の不法栽培等を阻止するため、大麻種子の水際取締りの徹底に努めた。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣し、講演会や税関見学会等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示した。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。【再掲】
- ・ 税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。【再掲】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグに関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 末端乱用者の取締りを重点的に推進し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 個人輸入等で海外から危険ドラッグを輸入する末端乱用者について積極的な取締りを実施した結果、全国的な危険ドラッグ原料の密売、製造事犯を摘発した。

警察庁

- ・ 蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故について、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進した結果、危険ドラッグに係る交通関係法令違反の検挙に繋がった。

厚生労働省

- ・ 広報啓発活動を推進することにより、薬物に関する正しい知識の普及に努めた。
- ・ 大麻事犯の取締りを強化したことにより、平成27年中66人を逮捕した。

財務省

- ・ 水際取締りの徹底により、大麻種子の密輸阻止に一定の成果を挙げた。
- ・ 講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識を有する社会の形成促進に貢献した。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。【再掲】

(5) 正規流通への監督の徹底

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 医療用に使用される麻薬、向精神薬等の不正流通を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱業者、薬局等への指導監督を実施した。
- ・ 医療関係者による向精神薬の不正譲渡事犯を契機として、向精神薬の適正流通のための監視指導の強化を目的とした通知を発出し、関係団体に注意喚起を行ったほか、麻薬取締部及び都道府県薬務主管課に対して不正流通事案への厳正な対処を要請した。
- ・ 覚醒剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されないことがないよう、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないよう、取扱事業者等へ取締りに関する講習会を行うなど、指導監督・取締りを強化した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 正規流通の麻薬等の指導・監督を徹底することにより、不正流通防止が図られた。
- ・ 指導・監視の過程で発覚した不正流通事犯については、原因を究明し、違反者に対しては強制捜査を行うなど厳正に対処し、再発防止に努めた。

(6) 関係機関の連携強化

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関による合同捜査を実施するなど、連携した取締りを推進した。
- ・ 密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進し、薬物密輸組織及び薬物密輸ルート of 徹底解明に努めた。
- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

厚生労働省・財務省・警察庁・法務省・海上保安庁

- ・ 「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入取締対策会議」等を通じて関係機関間の情報交換を促進し、情報の共有化を図った。

法務省

- ・ 関係機関との合同取締りを推進するなどして、全国2,291か所において、入管法違反外国人等の摘発を実施した。

[平成27年度補正後予算19,018,048千円の内数]

【施策の効果】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換等の推進等により、関係機関の連携強化等が図られ、覚醒剤等の密輸入事犯を摘発するなど、一定の成果を上げた。
- ・ 裁判員裁判の円滑な実施と社会への定着に向けた取組を推進した。

(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化 (指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ インターネット監視や買い上げ調査を通じて流通している危険ドラッグの把握に努めるとともに、国内流通前の物質についての情報も積極的に収集し、平成27年度で874物質（個別指定47物質、包括指定827物質）を新たに指定薬物に指定した。
- ・ 危険ドラッグ対策の強化として、麻薬取締部に必要な鑑定機材を整備し、分析体制の強化を行った。
- ・ 国内に流通する指定薬物情報を一元的に情報集約、データベース化し、関係機関に公開することで、情報の共有を図った。
- ・ 精神毒性の確認された物質について、速やかに指定薬物部会を開催（平成25年度5回、平成26年度8回、平成27年度12回）して審議することで、迅速に指定薬物に指定した。
- ・ これまで規制されたことのなかったガス体の危険ドラッグについて、乱用状況を確認するとともに関係機関と調整し、指定薬物に指定した。
- ・ パブリックコメントの省略、指定薬物省令の公布から施行までの期間を短縮すること等を継続することにより、指定薬物の迅速指定に努めた。
- ・ 指定薬物の迅速指定等を行うほか、麻薬と同種の乱用のおそれのある物質については指定薬物から麻薬に格上げ指定する等規制を強化した。

- ・ 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」にもとづき、国立医薬品食品衛生研究所の検査機器等を増強し、危険ドラッグの迅速な分析を進めた。
- ・ 都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、指定薬物の分析研修会を実施した。

警察庁

- ・ 都道府県警察科学捜査研究所への分析機器等の配備に努めるとともに、分析結果をまとめたデータベースを配布することで、鑑定の高度化を図った。
〔平成26年度補正予算520,873千円〕
- ・ 危険ドラッグに係る事件で把握した物品等について、厚生労働省に情報提供を行うなど、指定薬物への迅速な指定に向けた支援を行った。
- ・ 若年層による大麻と危険ドラッグの乱用状況等を的確に把握し、今後の対策に資するために、若年層の大麻乱用者に対する実態調査を行った。

財務省

- ・ 麻薬や指定薬物等に類似の性質をもつ物品を税関検査で発見した場合には、厚生労働省に情報提供し、指定薬物の迅速な指定に向けた支援を行った。
- ・ 税関職員向けの内部ホームページに、危険ドラッグの概要について商品の例等を用いながら説明する資料を掲載した。更に、税関職員に対する研修において、本緊急対策の概要や税関での取締りの徹底等についての講習を行った。【再掲】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。

経済産業省

- ・ 新たに指定された指定薬物について、産業分野での利用状況も踏まえ、産業界への情報提供等を適切に行った。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 指定薬物への指定の迅速化により指定薬物の数は平成28年3月時点で2,340物質となるなど、効果的な指定が推進された。
- ・ 指定薬物の迅速指定が実施されたことにより、危険ドラッグ販売業者に対する効果的な取締りが推進された。
- ・ 平成27年10月には既に指定薬物として規制されていたものの、麻薬と同種の乱用のおそれのある4物質を麻薬に指定し規制強化を図った。
- ・ 新たに乱用のおそれのあったガス体の危険ドラッグについて、指定薬物に指定することで国民及び危険ドラッグ販売業者に警鐘をならし、危険ドラッグの流通の蔓延を早期に防いだ。
- ・ 多様化する乱用薬物の鑑定のための体制を強化したことで、薬物事犯者への対応がスムーズに行われ効果的な取締りが推進された。

警察庁

- ・ 鑑定機器の高度化に加え、指定薬物鑑定用標準品及びデータベースの充実により、迅速かつ効率的な鑑定体制の構築が図られた。
- ・ 多機能ガスクロマトグラフ及びガスクロマトグラフ赤外分光光度計の導入により、科学捜査研究所における危険ドラッグの鑑定の高度化が図られた。
- ・ 危険ドラッグに係る事件で把握した物品等について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われ、効果的な取締りが推進された。
- ・ 若年層の大麻乱用者に対する実態調査を行ったことで、大麻や危険ドラッグの末端乱用者の取締り及び広報啓発活動が推進された。

財務省

- ・ 税関検査で発見した物品について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われ、効果的な取締りが推進された。

経済産業省

- ・ 新たに指定された指定薬物について、産業分野での利用状況も踏まえ、産業界への情報提供等を適切に行うことにより、同施策に対する産業界の理解と協力の促進が図られた。

(販売業者に対する監視指導・取締りの強化)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県薬務主管部局が連携を強化し、危険ドラッグを取り扱う販売業者へ指導・警告するとともに取締りを実施した。

警察庁

- ・ 危険ドラッグの販売業者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反など様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成27年中、危険ドラッグ関連事件を1,100事件、1,196人検挙し、そのうち供給者側を164事件、230人検挙した。
- ・ 平成27年中、危険ドラッグの製造拠点を3事件で検挙し、危険ドラッグの供給側である密輸入事件を12事件で検挙した。【再掲】
- ・ 平成27年中、危険ドラッグのインターネットによる販売対策として、インターネット販売専門店の摘発を推進し、12事件、17サイトを摘発した。【再掲】
- ・ 危険ドラッグの販売実態等を踏まえ、宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に危険ドラッグ販売行為の禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した。
- ・ 危険ドラッグの物流ルートの遮断を目的に、トラック協会等と連携し、運送契約に際し、危険ドラッグの運送禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した。

厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器法改正により可能となった指定薬物の医療等の用途以外での所持罪、使用罪での検挙を強化し、危険ドラッグの購入者を減らすことで販売業者へ打撃を与えた。

- ・ 緊急対策を受け、危険ドラッグ販売店舗に対する検査命令、販売等停止命令の具体的な実施方法を検討、整備し、平成26年8月、初めての地方厚生局による危険ドラッグ販売店舗に対する検査命令等を実施、以後も継続的に検査命令等を実施することにより、危険ドラッグの流通を規制した。
- ・ 危険ドラッグを無承認医薬品として取締るための基準を活用し、指定薬物事犯の取締り以外での危険ドラッグ事犯の取締りを継続して推進した。
- ・ 検査命令を実施した物品を告示し、販売などを広域的に禁止した。
- ・ 危険ドラッグ販売業者等に対する積極的な捜査を実施し、医薬品医療機器法違反で平成27年中に88事件、80人を検挙した。
- ・ プロバイダ等に対しインターネット利用による危険ドラッグ販売サイトに対する積極的な削除要請を実施した。
- ・ あやしいヤクブツ連絡ネット及びインターネットパトロール事業を活用した積極的なインターネット監視により、インターネット上の危険ドラッグに関する情報収集に努めた。

〔平成27年度予算82,415千円〕

財務省・厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器法における「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を税関が発見した場合には、当該物品の情報を厚生労働省に提供し、厚生労働省による迅速な検査命令等の支援に努めた。
- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。

消費者庁

- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトであって、特定商取引法上の表示義務に違反していた運営業者に特定商取引法第14条第1項に基づく行政処分（指示）を行い（平成26年9月に1サイト、平成27年3月に5サイト）、処分後のサイトの状況を監視し、サイトの閉鎖を確認した。
- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトであって、特定商取引法上の表示義務に違反している過去に調査した77サイトについて、平成27年5月から営業状況及び表示義務の遵守状況の再確認を行い、営業中のサイトのウェブサイト上に表示している住所等の実在性の調査を進め、是正させた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同等を通じて、危険ドラッグ事犯に対する関係法令の積極的な活用を推奨し、危険ドラッグの製造・販売業者等に対する徹底した捜査の実施と厳正な処分及び科刑の実現に努めた。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ販売業者に対する立入検査、検査命令及び徹底した取締りにより、平成26年3月に全国に215店舗存在した危険ドラッグ街頭店舗について、平成27年

7月までに全ての閉鎖を確認した。【再掲】

- ・ 店舗で危険ドラッグを販売する業者だけでなく、インターネットを用いて販売する業者や客からの連絡により危険ドラッグを配達するデリバリー販売業者についても積極的な捜査を行い、潜在化する危険ドラッグの供給ルートの発掘、遮断に一定の効果을上げた。

警察庁

- ・ 宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に危険ドラッグ販売行為の禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した結果、危険ドラッグ販売店舗阻止に向けた基盤の構築が図られた。
- ・ トラック協会等と連携し、運送契約に際し、危険ドラッグの運送禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した結果、危険ドラッグの物流ルートの遮断に向けた基盤の構築が図られた。

厚生労働省

- ・ 平成26年8月以降、全国の危険ドラッグ店舗に対して、平成27年4月時点で延べ107店舗の1,202製品に検査命令を実施した。
- ・ インターネットを利用した危険ドラッグ販売サイトについて、平成26年11月の医薬品医療機器法改正から平成27年12月までの間、国内外の計299サイトに対して削除要請を実施し、234サイトを閉鎖又は販売停止させ、容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。
- ・ 新たに流通が確認された危険ドラッグについては、買上調査等により成分分析を行い、精神毒性が確認された場合には迅速に指定薬物に指定し、危険ドラッグ販売業者らによる当該成分を含有する商品の販売を中止させ、濫用の広域化を防止した。

財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、平成27年12月末時点で、輸入される危険ドラッグ46物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち13物品の輸入者に対して検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

消費者庁

- ・ 平成27年3月に行政処分(指示)を行った5サイトについては、平成27年5月に、閉鎖を確認した。
- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトであって、特定商取引法上の表示義務に違反していた77サイトについて、営業状況及び表示義務の遵守状況の再確認を行い(平成27年5月から)、営業中のサイトのウェブサイト上に表示している住所等の実在性の調査を進め、正しい表示を行っていない法違反が確認された3サイトに対し、7月から11月にかけて是正要請を行い、その結果、1サイトについては閉鎖を、2サイトについては表示の是正を確認した。特定商取引法に規定する表示義務に違反する事業者について、是正要請、指示処分を行った結果、通信販売サイトを閉鎖する事業者も多く、消費者が容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。

法務省

- ・ 危険ドラッグの製造・販売事案について、医薬品医療機器法の指定薬物に係る罰

則規定や医薬品に係る罰則規定を活用して厳正な処分が行われた。

【まとめと今後の課題】

暴力団、外国人薬物密売組織及び危険ドラッグ販売業者等の壊滅に向け、統一的な戦略に基づいた取締りの推進、取締り体制の強化、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者、外国人密売組織関係者及び危険ドラッグ販売業者等を薬物事犯で多数検挙するとともに、平成26年3月に全国で215店舗あった危険ドラッグ街頭店舗について、平成27年7月までに全ての閉鎖を確認した。また、犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織を人的・資金面から弱体化させた。

一方で、インターネット・宅配便等を利用した薬物密売事犯が横行し、密売方法が巧妙化、潜在化及び広域化の状況にあることから、薬物密売組織の実態把握、関係機関との連携による取締りのほか、インターネットを利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

また、裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響等について裁判員の理解が得られるよう、引き続き、分かりやすい立証の方法に配慮し、厳正な科刑を獲得することにより、薬物密売組織に打撃を与えていく必要がある。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底し、多数の末端乱用者を検挙したものの、覚醒剤事犯検挙人員は依然として1万人を超え、大麻事犯検挙人員が5年振りに2,000人を超えるなど、いまだその乱用の実態がみられるところであり、国内における根強い薬物需要がうかがわれることから、取締りを一層強化する必要がある。

危険ドラッグ対策については、いまだ危険ドラッグがインターネットを利用して販売されるなど、流通ルートの潜在化が懸念される状況にあることから、インターネット広告の監視、物品の買い上げ調査及び販売業者の突き上げ捜査等を通じて、その流通実態の把握に努めるとともに、都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部、都道府県薬務主管部局、税関及び海上保安庁が連携を強化し、引き続き、厳格な水際取締り、危険ドラッグ販売業者への指導・警告、医薬品医療機器法や麻薬及び向精神薬取締法、関税法など様々な法令を駆使した取締りを推進する必要がある。また、新たに流通が確認された幻覚等の作用を有する物質については、医薬品医療機器法の指定薬物への迅速な指定を行うなど、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないよう、医療機関や取扱業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅による薬物供給の遮断と末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。